

《 就学援助のお知らせ 》

川口市教育委員会

市では、児童生徒が元気で健康に学校生活を過ごせるよう、保護者のかたに学用品費・給食費・学校病医療費など、就学費用の一部を援助しています。

◎ 援助対象になるかた

川口市に住民登録があり、就学援助を必要としており、生計が同一なかた全員の合計所得額が就学援助の認定基準額を下回るかた（ただし、生活保護を受給されている世帯を除きます。）



◎ 就学援助が認定となる所得のめやす

※認定基準額そのものではありません。

※この場合の所得とは、総収入ではなく、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額となります。

20歳以上のかた	19歳以下のかた	所得基準額(めやす)	※めやすについて
1 人	1人	220万円	※めやすについて お子様の年齢が低ければ低いほど生活に必要な金額は少なく、高ければ高いほど生活に必要な金額は多くなります。また、生計が同一なかたの人数によっても、生活に必要な金額が変化します。 生計が同一なかた全員の所得金額に対し、生活するために必要な金額を考慮したうえで審査をしますので、この表はあくまでも簡易な“めやす”としてご理解ください。
	2人	310万円	
	3人	360万円	
	4人	420万円	
2 人	1人	290万円	■表に用いた標準モデル： 20歳以上のかた 1人…30歳 1人 “ 2人…30歳 2人 “ 3人…30歳 2人、60歳 1人 “ 4人…30歳 2人、60歳 2人 19歳以下のかた 1人…小学生1人 “ 2人…小学生・中学生 各1人 “ 3人…幼児・小学生・中学生 各1人 “ 4人…幼児・小学生・中学生・高校生 各1人
	2人	380万円	
	3人	420万円	
	4人	490万円	
3 人	1人	360万円	※生計が同一なかたとは、①同一世帯のかた、②公共料金を共にするかた、③住所は異なるが、その所得により申請者の児童または生徒の生活を維持しているかたをいいます。
	2人	440万円	
	3人	480万円	
	4人	550万円	
4 人	1人	410万円	
	2人	500万円	
	3人	540万円	
	4人	610万円	

※審査の対象となる所得について

令和5年6月までに申請 …生計が同一なかた全員の、令和3年中の所得の合計額

令和5年7月以降に申請 …生計が同一なかた全員の、令和4年中の所得の合計額

※申請前に、所得金額による認定可否をお尋ねいただいても、人数や年齢など判定に必要な情報が不足し正確な審査ができないため、お答えできないことをご了承ください。

裏面に続きます

◎ 主な援助項目（令和5年度）（予定）

※国立・県立及び川口市立高等学校附属中学校は「給食費」など一部対象外のものがあります。

援助項目	援助方法	援助内容		備考	
学用品費等 (通学用品費を含む)	月額を指定口座に毎月振込み	小学校	・1年生	月額 942円	途中認定の場合は申請月からの給付
			・その他の学年	月額 1,126円	
		中学校	・1年生	月額 1,842円	
			・その他の学年	月額 2,026円	
新入学用品費	一括額を指定口座に振込み	小学校	・新入学1年生	一括 40,600円	4月10日(月)までに申請したかたに給付
		中学校	・新入学1年生	一括 47,400円	
修学旅行費	原則学校振込み	費用の一部(参加者全員が均等に負担する経費)		実施後に精算	
給食費	学校振込み	給食費の全額		途中認定の場合は認定日からの日割り	
医療費	医療機関振込み	学校病(学校保健安全法施行令に規定される疾病) ・トラコーマ ・結膜炎 ・白癬 ・疥癬 ・膿痂疹(とびひ) ・中耳炎 ・慢性扁桃炎 ・アデノイド ・う歯(むし歯) ・寄生虫病(虫卵保有を含む)		加療のつど	

※ 就学援助は学校の集金を免除するものではありません。学校の集金は必ずお支払いください。

◎ 申請手続き

受付場所：入学予定の学校、または在学する学校にて受付。

受付時期：随時(令和5年4月以降も受付します)

ただし、新入学用品費の給付対象となるかたは、令和5年4月10日(月)までにご申請いただき、認定となったかたに限ります。また、転入等により、すでに他市区町村で新入学用品費の給付を受けている場合は除きます。

※ 原則、各学校に書類を提出し受付された日が、決定日(認定日または不認定日)となります。

※ 国立・県立の小中学校に入学を予定されるかたは、川口市指導課まで、事前にご連絡ください。

※ 審査結果(認定または不認定)の通知は、入学後に学校を通じてお渡しいたします。

※ 川口市外のかたは、お住まいの市区町村教育委員会にご申請ください。

※ 現在、就学援助の対象となっているお子様は、新規の申請は必要ありません。令和5年5月上旬以降に、学校を通じて継続申請書類のご案内をします。

◎ 必要書類

□ 様式第1号 川口市就学援助新規申請書

配布場所：市内小中学校や指導課の窓口(川口市のホームページからもダウンロードできます)

★添付書類が必要な方★(申請状況により、このほかの書類の提出をお願いする場合があります)

□ 令和4年1月1日に川口市に住民登録のないかた

・令和4年度(令和3年)所得証明書又は課税(非課税)証明書を添付してください。

(令和4年1月1日に住民登録のあった市町村で発行。世帯全員(18歳以上のかた全員)の証明書が必要)

※上記以外のかたは、所得を証明する書類の添付は必要ありませんが、令和3年中の所得の申告をおこなっていないかたは、速やかに申告してください。(川口市発行の所得証明書の添付は不要です)

□ 家計が急変したことにより申請するかた

転職等で現在の収入が前年や前々年と大きく違う場合など、収入状況が急変したことが客観的にわかる書類を提出してください。(例：離職証明書や雇用保険受給証明書の写しなど)

お問い合わせ先(川口市教育委員会 学校教育部)

○制度全体について…指導課 庶務係 電話 048-259-7663